

# 令和元年第4回（12月）上越市議会定例会

## 文教経済常任委員会資料

案件番号	案件名	提出課	ページ
議案第189号	上越市使用料の徴収に関する条例の一部改正について	教育総務課	1～3
議案第190号	上越市教育プラザ条例の一部改正について	教育総務課	4
議案第191号	上越市立公民館条例の一部改正について	社会教育課	5～13
議案第192号	上越市カルチャーセンター条例の一部改正について	社会教育課	14～15
議案第193号	上越市立図書館条例の一部改正について	社会教育課	16
議案第194号	上越市就業改善センター条例の一部改正について	社会教育課	17～18
議案第195号	上越市青少年野外活動施設条例の一部改正について	社会教育課	19～20
議案第196号	上越市吉川多目的集会場条例の一部改正について	社会教育課	21
議案第197号	上越市板倉農村環境改善センター条例の一部改正について	社会教育課	22
議案第198号	上越市七ヶ地区コミュニティセンター条例の一部改正について	社会教育課	23
議案第199号	上越市ユートピアくびき条例の一部改正について	社会教育課	24～32
議案第200号	上越市は一とぴあ中郷条例の一部改正について	社会教育課	33～36
議案第201号	上越清里星のふるさと館条例の一部改正について	社会教育課	37～38

議案第202号	上越市地域生涯学習センター条例の一部改正について	社会教育課	39～42
議案第203号	上越科学館条例の一部改正について	社会教育課	43～44
議案第204号	上越市八千浦交流施設はまぐみ条例の一部改正について	社会教育課	45～47
議案第205号	上越市春日謙信交流館条例の一部改正について	社会教育課	48～49
議案第206号	上越市直江津学びの交流館条例の一部改正について	社会教育課	50～51
議案第207号	上越市市民交流施設高田公園オーレンブラザ条例の一部改正について	社会教育課	52～57
議案第208号	上越市立歴史博物館条例の一部改正について	文化行政課	58～59
議案第209号	日本スキー発祥記念館条例の一部改正について	文化行政課	60
議案第210号	上越市埋蔵文化財センター条例の一部改正について	文化行政課	61
議案第211号	上越市片貝縄文資料館条例の一部改正について	文化行政課	62
議案第212号	上越市体育施設条例の一部改正について	スポーツ推進課	63～76
議案第213号	上越市立オールシーズンプール条例の一部改正について	スポーツ推進課	77
議案第214号	上越市総合体育館条例の一部改正について	スポーツ推進課	78～79
議案第215号	上越市勤労身体障害者体育館条例の一部改正について	スポーツ推進課	80～81
議案第216号	上越市藤野野球場条例の一部改正について	スポーツ推進課	82
議案第217号	上越市高田スポーツセンター条例の一部改正について	スポーツ推進課	83～84
議案第218号	上越市板倉北部スポーツセンター条例の一部改正について	スポーツ推進課	85
議案第219号	上越市板倉農業者トレーニングセンター条例の一部改正について	スポーツ推進課	86
議案第220号	上越市柿崎総合体育館条例の一部改正について	スポーツ推進課	87～89
議案第221号	上越市中郷総合体育館条例の一部改正について	スポーツ推進課	90～92
議案第134号	令和元年度上越市一般会計補正予算(第4号)	教育総務課ほか	93～95

所 管 委 員 会	文教経済常任委員会
関 係 案 件	議案第189号
提 出 課	教育総務課

## 上越市使用料の徴収に関する条例の一部改正について

### 1 改正理由

公の施設における受益者負担の適正化を図るとともに、消費税率の引上げを受け、使用料の額を改定するほか、老朽化した大島中学校及び三和中学校の屋外運動場照明設備の供用を廃止するもの

### 2 主な改正内容

(1) 施設及び照明設備の使用料を次のように改定する。(別表関係)

#### ア 小学校及び中学校の施設

施設名	単 位	占用使用料 (1時間につき)		共用使用料 (1人につき)		
		改定後	現 行	区 分	2時間につき	
					改定後	現 行
屋内運動場	1施設につき	510円	500円			
屋外運動場		無料	無料			
屋外テニスコート	1面につき	無料	無料			
プール	1施設につき			一般	160円	150円
				中学生以下	110円	100円

(ア) 屋外運動場又は屋外テニスコートを占用して利用する場合で営利又は営業上の目的で利用するときの使用料は、1時間につき410円とする。

(イ) 屋外運動場又は屋外テニスコートを占用して利用する場合で市内に住所を有しない個人又は市内に事務所若しくは事業所を有しない団体が利用するときの使用料は、1時間につき410円とする。

(ウ) (ア)及び(イ)のいずれにも該当する場合の使用料は、1時間につき820円とする。

#### イ 小学校及び中学校の照明設備

施設名	使用料 (1時間につき)	
	改定後	現 行
高田西小学校屋外運動場	2,450円	2,400円
直江津東中学校屋外運動場	2,450円	2,400円
春日中学校屋外運動場	2,450円	2,400円
大潟町中学校屋外テニスコート	1面につき510円	1面につき500円
清里中学校屋外運動場	2,450円	2,400円

ウ 白山会館

施設名	使用料（1時間につき）	
	改定後	現 行
多目的集会室	280円	230円
調理実習室	120円	100円
第1研修室	120円	100円
第2研修室	120円	100円

- (2) 大島中学校及び三和中学校の屋外運動場照明設備の供用を廃止する。（別表関係）  
 (3) (1)の改正は、令和2年4月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例によることとする。（附則第2項関係）  
 (4) その他文言を整備する。

3 施行期日

次に掲げる改正に応じ、次に定める日

- (1) 2(1)及び(3)の改正 公布の日  
 (2) 2(2)及び(4)の改正 令和2年4月1日

4 上越市使用料の徴収に関する条例改正案新旧対照表

(下線部分及び太枠部分が改正箇所)

改 正 案					改 正 前				
別表（第2条関係） (1) 小学校及び中学校 ア 施設使用料					別表（第2条関係） (1) 小学校及び中学校 ア 施設使用料				
施設名	単 位	占有使用料 (1時間につき)	共用使用料 (1人につき)		施設名	単 位	占有使用料 (1時間につき)	共用使用料 (1人につき)	
			区 分	2時間 につき				区 分	2時間 につき
屋内運動場	1施設	510円			屋内運動場	1施設	500円		
屋外運動場	につき	無料			屋外運動場	につき	無料		
(略)					(略)				
プール	1施設 につき		一般	160円	プール	1施設 につき		一般	150円
			中学生 以下	110円				中学生 以下	100円
備考 1 及び2 略 3 屋外運動場又は屋外テニスコートを占有して利用する場合で営利又は営業上の目的で利用するときの使用料は、1時間につき410円とする。 4 屋外運動場又は屋外テニスコートを占有して利用する場合で市内に住所を					備考 1 及び2 略 3 屋外運動場又は屋外テニスコートを占有して利用する場合で営利又は営業上の目的で利用するときの使用料は、1時間につき400円とする。 4 屋外運動場又は屋外テニスコートを占有して利用する場合で市内に住所を				

改正案

占有して利用する場合で市内に住所を有しない個人又は市内に事務所若しくは事業所を有しない団体が利用するときの使用料は、1時間につき410円とする。

5 備考3及び備考4のいずれにも該当する場合の使用料は、1時間につき820円とする。

6～10 略

イ 照明設備使用料

施設名	使用料（1時間につき）
高田西小学校屋外運動場	<u>2,450円</u>
直江津東中学校屋外運動場	<u>2,450円</u>
春日中学校屋外運動場	<u>2,450円</u>
	(削除)
大潟町中学校屋外テニスコート	1面につき <u>510円</u>
清里中学校屋外運動場	<u>2,450円</u>
	(削除)

備考

1～3 略

4 清里中学校屋外運動場\_\_\_\_\_の照明設備を利用する場合で利用する照明設備の数量が\_\_\_\_\_全体の2分の1以下であるときの使用料は、定額使用料の50パーセントの額とする。

5 略

(2) 白山会館

施設名		使用料（1時間につき）
白山会館	多目的集会室	<u>280円</u>
	調理実習室	<u>120円</u>
	第1研修室	<u>120円</u>
	第2研修室	<u>120円</u>

備考 略

改正前

占有して利用する場合で市内に住所を有しない個人又は市内に事務所若しくは事業所を有しない団体が利用するときの使用料は、1時間につき400円とする。

5 備考3及び備考4のいずれにも該当する場合の使用料は、1時間につき800円とする。

6～10 略

イ 照明設備使用料

施設名	使用料（1時間につき）
高田西小学校屋外運動場	<u>2,400円</u>
直江津東中学校屋外運動場	<u>2,400円</u>
春日中学校屋外運動場	<u>2,400円</u>
大島中学校屋外運動場	2,400円
大潟町中学校屋外テニスコート	1面につき <u>500円</u>
清里中学校屋外運動場	<u>2,400円</u>
三和中学校屋外運動場	2,400円

備考

1～3 略

4 清里中学校屋外運動場又は三和中学校屋外運動場の照明設備を利用する場合で利用する照明設備の数量がそれぞれ全体の2分の1以下であるときの使用料は、定額使用料の50パーセントの額とする。

5 略

(2) 白山会館

施設名		使用料（1時間につき）
白山会館	多目的集会室	<u>230円</u>
	調理実習室	<u>100円</u>
	第1研修室	<u>100円</u>
	第2研修室	<u>100円</u>

備考 略

所 管 委 員 会	文教経済常任委員会
関 係 案 件	議案第190号
提 出 課	教育総務課

## 上越市教育プラザ条例の一部改正について

### 1 改正理由

公の施設における受益者負担の適正化を図るとともに、消費税率の引上げを受け、使用料の額を改定するもの

### 2 改正内容

(1) 施設の使用料を次のように改定する。(別表関係)

施設名	使用料（1時間につき）	
	改定後	現 行
多目的ホール	570円	470円
研修室	780円	650円
大会議室	680円	560円
中会議室	350円	290円
小会議室	240円	200円

(2) (1)の改正は、令和2年4月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例によることとする。(附則第2項関係)

### 3 施行期日

公布の日

### 4 上越市教育プラザ条例改正案新旧対照表

(太枠部分が改正箇所)

改 正 案		改 正 前	
別表（第7条、第10条関係）		別表（第7条、第10条関係）	
施設名	使用料（1時間につき）	施設名	使用料（1時間につき）
多目的ホール	570円	多目的ホール	470円
研修室	780円	研修室	650円
大会議室	680円	大会議室	560円
中会議室	350円	中会議室	290円
小会議室	240円	小会議室	200円
備考 略		備考 略	

所 管 委 員 会	文教経済常任委員会
関 係 案 件	議案第191号
提 出 課	社会教育課

## 上越市立公民館条例の一部改正について

### 1 改正理由

公の施設における受益者負担の適正化を図るとともに、消費税率の引上げを受け、使用料の額を改定するもの

### 2 改正内容

(1) 地区公民館の施設及び附属設備の使用料を次のように改定する。(別表関係)

#### ア 施設使用料

施設名		単位	使用料	
			改定後	現 行
金谷地区公民館	第1会議室	1時間につき	120円	100円
	第2会議室		110円	100円
	大会議室		310円	260円
	調理実習室		120円	100円
諏訪地区公民館	和室	1時間につき	120円	100円
	集会室		380円	330円
	調理実習室		110円	100円
津有地区公民館	大会議室	1時間につき	650円	540円
	中会議室		150円	120円
	第1和室		110円	100円
	第2和室		110円	100円
	茶室		110円	100円
	調理実習室		130円	120円
三郷地区公民館	和室	1時間につき	130円	120円
	集会室		310円	260円
	調理実習室		110円	100円
高士地区公民館	大会議室	1時間につき	410円	370円
	中会議室		170円	160円
	第1和室		110円	100円
	第2和室		110円	100円

	調理実習室		180円	160円
	工作室		120円	100円
	自由広場		360円	300円
保倉地区公民館	研修室	1時間につき	440円	430円
	集会室1		170円	160円
	集会室2		170円	160円
	集会室3		170円	160円
	集会室4		170円	160円
	集会室5		110円	100円
	集会室6		110円	100円
	調理実習室		120円	100円
北諏訪地区公民館	集会室	1時間につき	300円	290円
	第1和室		110円	100円
	第2和室		210円	200円
	調理実習室		110円	100円
安塚地区公民館	図書室	1時間につき	無料	無料
浦川原地区公民館	講座室	1時間につき	110円	100円
	会議室		210円	200円
	実習室		170円	160円
	講堂		680円	560円
大島地区公民館	図書室	1時間につき	無料	無料
牧地区公民館	図書室	1時間につき	無料	無料
柿崎地区公民館	第1会議室	1時間につき	300円	290円
	第2会議室		210円	200円
	学習室		390円	380円
	視聴覚室		350円	340円
	第1講座室		170円	160円
	第2講座室		170円	160円
	集会室		880円	760円
	談話室		130円	120円
	コミュニティルーム		240円	230円
	ふれあいルーム		480円	400円
	図書室		無料	無料

大瀨地区公民館	第1和室	1時間につき	110円	100円
	第2和室		110円	100円
	第3和室		110円	100円
	会議室		210円	200円
	集会室		800円	660円
	図書室		無料	無料
吉川地区公民館	図書室	1時間につき	無料	無料
中郷地区公民館	図書室	1時間につき	無料	無料
板倉地区公民館	図書室	1時間につき	無料	無料
清里地区公民館	図書室	1時間につき	無料	無料
三和地区公民館	会議室A	1時間につき	120円	100円
	会議室B		170円	160円
	会議室C		110円	100円
	講堂		680円	560円
	講座室A		170円	160円
	講座室B		170円	160円
	図書室		無料	
名立地区公民館	第1会議室	1時間につき	270円	260円
	第2会議室		360円	350円
	第3会議室		250円	240円
	第1講座室		130円	120円
	第2講座室		190円	180円
	調理室		140円	130円
	体育館		840円	700円
	図書室		無料	

(2) 地区公民館分館の使用料を次のように改定する。(別表関係)

施設名	単位	使用料	
		改定後	現 行
柿崎地区公民館川西分館	小集会室	110円	100円
	中集会室(1階)	220円	190円
	中集会室(2階)	170円	160円
	大集会室	530円	440円
	調理実習室	220円	190円

柿崎地区公民館下黒川分館	小集会室 (1階)	1時間につき	110円	100円
	小集会室 (2階)		110円	100円
	中集会室		170円	160円
	大集会室		530円	440円
	調理実習室		260円	230円
頸城地区公民館南川分館	会議室1	1時間につき	170円	160円
	会議室2		130円	120円
	会議室3		120円	100円
	会議室4		110円	100円
	大会議室		770円	640円
	調理実習室		230円	190円
頸城地区公民館西部分館	会議室1	1時間につき	110円	100円
	会議室2		110円	100円
	大会議室		480円	470円
	調理実習室		110円	100円
頸城地区公民館大坂井分館	会議室1	1時間につき	110円	100円
	会議室2		110円	100円
	大会議室		480円	470円
	調理実習室		120円	100円
頸城地区公民館明治分館	会議室1	1時間につき	110円	100円
	会議室2		110円	100円
	大会議室		360円	300円
	調理実習室		140円	120円
頸城地区公民館明治南分館	会議室1	1時間につき	110円	100円
	会議室2		110円	100円
	大会議室		480円	470円
	調理実習室		120円	100円
吉川地区公民館東田中分館	体育館	1時間につき	450円	400円
	集会室		230円	190円
吉川地区公民館泉谷分館	体育館	1時間につき	410円	400円
	集会室		200円	160円
吉川地区公民館勝穂分館	体育館	1時間につき	410円	400円
	集会室		220円	190円

吉川地区公民館竹直分館	体育館	1時間につき	480円	400円
吉川地区公民館源分館	和室	1時間につき	120円	100円
	大会議室		250円	230円
吉川地区公民館川谷分館	体育館	1時間につき	480円	400円
板倉地区公民館寺野分館	体育館	1時間につき	500円	500円
名立地区公民館上名立分館	多目的ホール	1時間につき	210円	200円
	会議室		110円	100円
	調理実習室		110円	100円
	研修室		300円	290円

(3) (1)及び(2)の改正は、令和2年4月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例によることとする。(附則第2項関係)

3 施行期日  
公布の日

4 上越市立公民館条例改正案新旧対照表

(太枠部分が改正箇所)

改正案			改正前		
別表(第4条、第12条関係) (1) 地区公民館 ア 施設使用料			別表(第4条、第12条関係) (1) 地区公民館 ア 施設使用料		
施設名		使用料(1時間につき)	施設名		使用料(1時間につき)
金谷地区公民館	第1会議室	120円	金谷地区公民館	第1会議室	100円
	第2会議室	110円		第2会議室	100円
	大会議室	310円		大会議室	260円
	調理実習室	120円		調理実習室	100円
諏訪地区公民館	和室	120円	諏訪地区公民館	和室	100円
	集会室	380円		集会室	330円
	調理実習室	110円		調理実習室	100円
津有地区公民館	大会議室	650円	津有地区公民館	大会議室	540円
	中会議室	150円		中会議室	120円
	第1和室	110円		第1和室	100円
	第2和室	110円		第2和室	100円
	茶室	110円		茶室	100円
	調理実習室	130円		調理実習室	120円
	三郷地区公民館	和室		130円	三郷地区公民館
集会室	310円	集会室	260円		
調理実習室	110円	調理実習室	100円		

改正案			改正前		
高士地区公民館	大会議室	410円	高士地区公民館	大会議室	370円
	中会議室	170円		中会議室	160円
	第1和室	110円		第1和室	100円
	第2和室	110円		第2和室	100円
	調理実習室	180円		調理実習室	160円
	工作室	120円		工作室	100円
	自由広場	360円		自由広場	300円
保倉地区公民館	研修室	440円	保倉地区公民館	研修室	430円
	集会室1	170円		集会室1	160円
	集会室2	170円		集会室2	160円
	集会室3	170円		集会室3	160円
	集会室4	170円		集会室4	160円
	集会室5	110円		集会室5	100円
	集会室6	110円		集会室6	100円
	調理実習室	120円		調理実習室	100円
北諏訪地区公民館	集会室	300円	北諏訪地区公民館	集会室	290円
	第1和室	110円		第1和室	100円
	第2和室	210円		第2和室	200円
	調理実習室	110円		調理実習室	100円
安塚地区公民館	図書室	無料	安塚地区公民館	図書室	無料
浦川原地区公民館	講座室	110円	浦川原地区公民館	講座室	100円
	会議室	210円		会議室	200円
	実習室	170円		実習室	160円
	講堂	680円		講堂	560円
大島地区公民館	図書室	無料	大島地区公民館	図書室	無料
牧地区公民館	図書室	無料	牧地区公民館	図書室	無料
柿崎地区公民館	第1会議室	300円	柿崎地区公民館	第1会議室	290円
	第2会議室	210円		第2会議室	200円
	学習室	390円		学習室	380円
	視聴覚室	350円		視聴覚室	340円
	第1講座室	170円		第1講座室	160円
	第2講座室	170円		第2講座室	160円
	集会室	880円		集会室	760円
	談話室	130円		談話室	120円
	コミュニテイルーム	240円		コミュニテイルーム	230円
	ふれあイルーム	480円		ふれあイルーム	400円
	図書室	無料		図書室	無料

改 正 案			改 正 前		
大湊地区公民館	第1和室	110円	大湊地区公民館	第1和室	100円
	第2和室	110円		第2和室	100円
	第3和室	110円		第3和室	100円
	会議室	210円		会議室	200円
	集会室	800円		集会室	660円
	図書室	無料		図書室	無料
吉川地区公民館	図書室	無料	吉川地区公民館	図書室	無料
中郷地区公民館	図書室	無料	中郷地区公民館	図書室	無料
板倉地区公民館	図書室	無料	板倉地区公民館	図書室	無料
清里地区公民館	図書室	無料	清里地区公民館	図書室	無料
三和地区公民館	会議室A	120円	三和地区公民館	会議室A	100円
	会議室B	170円		会議室B	160円
	会議室C	110円		会議室C	100円
	講堂	680円		講堂	560円
	講座室A	170円		講座室A	160円
	講座室B	170円		講座室B	160円
	図書室	無料		図書室	無料
名立地区公民館	第1会議室	270円	名立地区公民館	第1会議室	260円
	第2会議室	360円		第2会議室	350円
	第3会議室	250円		第3会議室	240円
	第1講座室	130円		第1講座室	120円
	第2講座室	190円		第2講座室	180円
	調理室	140円		調理室	130円
	体育館	840円		体育館	700円
	図書室	無料		図書室	無料
備考 略			備考 略		
(2) 分館			(2) 分館		
施設名		使用料 (1時間につき)	施設名		使用料 (1時間につき)
柿崎地区公民館川西分館	小集会室	110円	柿崎地区公民館川西分館	小集会室	100円
	中集会室 (1階)	220円		中集会室 (1階)	190円
	中集会室 (2階)	170円		中集会室 (2階)	160円
	大集会室	530円		大集会室	440円
	調理実習室	220円		調理実習室	190円
柿崎地区公民館下黒川分館	小集会室 (1階)	110円	柿崎地区公民館下黒川分館	小集会室 (1階)	100円
	小集会室 (2階)	110円		小集会室 (2階)	100円

改 正 案			改 正 前		
	階)			階)	
	中集会室	170円		中集会室	160円
	大集会室	530円		大集会室	440円
	調理実習室	260円		調理実習室	230円
頸城地区公民館南川分館	会議室1	170円	頸城地区公民館南川分館	会議室1	160円
	会議室2	130円		会議室2	120円
	会議室3	120円		会議室3	100円
	会議室4	110円		会議室4	100円
	大会議室	770円		大会議室	640円
	調理実習室	230円		調理実習室	190円
頸城地区公民館西部分館	会議室1	110円	頸城地区公民館西部分館	会議室1	100円
	会議室2	110円		会議室2	100円
	大会議室	480円		大会議室	470円
	調理実習室	110円		調理実習室	100円
頸城地区公民館大坂井分館	会議室1	110円	頸城地区公民館大坂井分館	会議室1	100円
	会議室2	110円		会議室2	100円
	大会議室	480円		大会議室	470円
	調理実習室	120円		調理実習室	100円
頸城地区公民館明治分館	会議室1	110円	頸城地区公民館明治分館	会議室1	100円
	会議室2	110円		会議室2	100円
	大会議室	360円		大会議室	300円
	調理実習室	140円		調理実習室	120円
頸城地区公民館明治南分館	会議室1	110円	頸城地区公民館明治南分館	会議室1	100円
	会議室2	110円		会議室2	100円
	大会議室	480円		大会議室	470円
	調理実習室	120円		調理実習室	100円
吉川地区公民館東田中分館	体育館	450円	吉川地区公民館東田中分館	体育館	400円
	集会室	230円		集会室	190円
吉川地区公民館泉谷分館	体育館	410円	吉川地区公民館泉谷分館	体育館	400円
	集会室	200円		集会室	160円
吉川地区公民館勝穂分館	体育館	410円	吉川地区公民館勝穂分館	体育館	400円
	集会室	220円		集会室	190円
吉川地区公民館竹直分館	体育館	480円	吉川地区公民館竹直分館	体育館	400円
吉川地区公民館源分館	和室	120円	吉川地区公民館源分館	和室	100円
	大会議室	250円		大会議室	230円
吉川地区公民館川谷分館	体育館	480円	吉川地区公民館川谷分館	体育館	400円
板倉地区公民館	体育館	500円	板倉地区公民館	体育館	500円

改 正 案			改 正 前		
館寺野分館			館寺野分館		
名立地区公民館	多目的ホール	210円	名立地区公民館	多目的ホール	200円
館上名立分館	会議室	110円	館上名立分館	会議室	100円
	調理実習室	110円		調理実習室	100円
	研修室	300円		研修室	290円
備考 略			備考 略		

所管委員会	文教経済常任委員会
関係案件	議案第192号
提出課	社会教育課

## 上越市カルチャーセンター条例の一部改正について

### 1 改正理由

公の施設における受益者負担の適正化を図るとともに、消費税率の引上げを受け、使用料の額を改定するもの

### 2 改正内容

(1) 施設の使用料を次のように改定する。(別表関係)

施設名	使用料(1室1時間につき)	
	改定後	現行
体育室	1,080円	900円
工芸・陶芸・絵画室	300円	250円
視聴覚・音楽室	240円	200円
研修室	460円	380円
ミーティングルーム	300円	250円
和室1	170円	140円
和室2	260円	210円
小会議室	120円	100円
料理実習室	240円	200円

(2) 附属設備の使用料を次のように改定する。(別表関係)

設備名		単位	使用料	
			改定後	現行
体育室	照明設備	1時間につき	720円	700円
	放送設備		130円	120円
	温水シャワー	1人1回につき	110円	100円
和室1	ステージ	1時間につき	130円	120円

(3) (1)及び(2)の改正は、令和2年4月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例によることとする。(附則第2項関係)

### 3 施行期日

公布の日

4 上越市カルチャーセンター条例改正案新旧対照表

(太枠部分が改正箇所)

改正案		改正前	
別表（第8条関係） (1) 施設使用料		別表（第8条関係） (1) 施設使用料	
施設名	使用料（1室1時間につき）	施設名	使用料（1室1時間につき）
体育室	1,080円	体育室	900円
工芸・陶芸・絵画室	300円	工芸・陶芸・絵画室	250円
視聴覚・音楽室	240円	視聴覚・音楽室	200円
研修室	460円	研修室	380円
ミーティングルーム	300円	ミーティングルーム	250円
和室1	170円	和室1	140円
和室2	260円	和室2	210円
小会議室	120円	小会議室	100円
料理実習室	240円	料理実習室	200円
備考 略		備考 略	
(2) 附属設備使用料		(2) 附属設備使用料	
設備名	単位	使用料	
体育室	照明設備	1時間につき	720円
	放送設備	つき	130円
	温水シャワー	1人1回につき	110円
和室1	ステージ	1時間につき	130円
備考 略		備考 略	
設備名	単位	使用料	
体育室	照明設備	1時間につき	700円
	放送設備	つき	120円
	温水シャワー	1人1回につき	100円
和室1	ステージ	1時間につき	120円
備考 略		備考 略	

所 管 委 員 会	文教経済常任委員会
関 係 案 件	議案第193号
提 出 課	社会教育課

## 上越市立図書館条例の一部改正について

### 1 改正理由

公の施設における受益者負担の適正化を図るとともに、消費税率の引上げを受け、使用料の額を改定するもの

### 2 改正内容

(1) 施設の使用料を次のように改定する。(別表関係)

施設名		使用料(1時間につき)	
		改定後	現 行
上越市立高田図書館	第1会議室	300円	250円
	第2会議室	200円	160円

(2) (1)の改正は、令和2年4月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例によることとする。(附則第2項関係)

### 3 施行期日

公布の日

### 4 上越市立図書館条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改 正 案			改 正 前		
別表(第8条、第10条関係)			別表(第8条、第10条関係)		
施設名		使用料(1時間につき)	施設名		使用料(1時間につき)
上越市立高田図書館	第1会議室	300円	上越市立高田図書館	第1会議室	250円
	第2会議室	200円		第2会議室	160円
備考 略			備考 略		

所 管 委 員 会	文教経済常任委員会
関 係 案 件	議案第194号
提 出 課	社会教育課

## 上越市就業改善センター条例の一部改正について

### 1 改正理由

公の施設における受益者負担の適正化を図るとともに、消費税率の引上げを受け、使用料の額を改定するもの

### 2 改正内容

(1) 施設の使用料を次のように改定する。(別表関係)

施設名	使用料（1時間につき）		
	改定後	現 行	
大島就業改善センター	調理実習室	190円	180円
	大会議室	890円	840円
	中会議室	170円	160円
	小会議室	110円	100円
	研修室	170円	160円
柿崎就業改善センター	大会議室	420円	400円
	小会議室	140円	120円
	調理実習室	150円	120円
	談話室	110円	100円
	相談室	110円	100円
	研修室	250円	230円

(2) (1)の改正は、令和2年4月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例によることとする。(附則第2項関係)

### 3 施行期日

公布の日

4 上越市就業改善センター条例改正案新旧対照表

(太枠部分が改正箇所)

改 正 案			改 正 前		
別表（第10条関係）			別表（第10条関係）		
	施設名	使用料（1時間につき）		施設名	使用料（1時間につき）
大島就業改善センター	調理実習室	190円	大島就業改善センター	調理実習室	180円
	大会議室	890円		大会議室	840円
	中会議室	170円		中会議室	160円
	小会議室	110円		小会議室	100円
	研修室	170円		研修室	160円
柿崎就業改善センター	大会議室	420円	柿崎就業改善センター	大会議室	400円
	小会議室	140円		小会議室	120円
	調理実習室	150円		調理実習室	120円
	談話室	110円		談話室	100円
	相談室	110円		相談室	100円
	研修室	250円		研修室	230円
備考 略			備考 略		

所 管 委 員 会	文教経済常任委員会
関 係 案 件	議案第195号
提 出 課	社会教育課

## 上越市青少年野外活動施設条例の一部改正について

### 1 改正理由

公の施設における受益者負担の適正化を図るとともに、消費税率の引上げを受け、利用料金の上限額を改定するもの

### 2 改正内容

(1) 施設の利用料金の上限額を次のように改定する。(別表関係)

施設及び設備の名称	上限額			
	改定後		現 行	
	宿 泊	日 帰 り	宿 泊	日 帰 り
キャンプ場	小学生以上 1人1泊につき 410円	小学生以上 1人につき 220円	小学生以上 1人1泊につき 340円	小学生以上 1人につき 180円
キャンプ場の貸しテント	1張1泊につき 1,130円	/	1張1泊につき 1,020円	/

(2) キャンプ場を宿泊で利用する場合でテントを持ち込むときの上限額は、定額に持ち込んだテント1張1泊につき1,080円を加算した額とする。(別表関係)

(3) (1)及び(2)の改正は、令和2年4月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例によることとする。(附則第2項関係)

### 3 施行期日

公布の日

### 4 上越市青少年野外活動施設条例改正案新旧対照表

(太枠部分が改正箇所)

改 正 案			改 正 前		
別表(第12条、第16条関係)			別表(第12条、第16条関係)		
施設及び設備 の名称	上限額		施設及び設備 の名称	上限額	
	宿 泊	日 帰 り		宿 泊	日 帰 り
キャンプ場	小学生以上1人1泊につき 410円	小学生以上1人につき 220円	キャンプ場	小学生以上1人1泊につき 340円	小学生以上1人につき 180円
キャンプ場の貸しテント	1張1泊につき 1,130円	/	キャンプ場の貸しテント	1張1泊につき 1,020円	/
備考			備考		

- 1 キャンプ場を宿泊で利用する場合でテントを持ち込むときの上限額は、定額に持ち込んだテント1張1泊につき1,080円を加算した額とする。
- 2 この表に定める額は、税を含む額とする。

- 1 キャンプ場を宿泊で利用する場合でテントを持ち込むときの上限額は、定額に持ち込んだテント1張1泊につき900円を加算した額とする。
- 2 この表に定める額は、税を含む額とする。

所 管 委 員 会	文教経済常任委員会
関 係 案 件	議案第196号
提 出 課	社会教育課

## 上越市吉川多目的集会場条例の一部改正について

### 1 改正理由

公の施設における受益者負担の適正化を図るとともに、消費税率の引上げを受け、使用料の額を改定するもの

### 2 改正内容

(1) 施設の使用料を次のように改定する。(別表関係)

施設名	使用料（1時間につき）	
	改定後	現 行
大会議室	920円	760円
中会議室	300円	290円
小会議室	170円	160円
和室	210円	200円

(2) (1)の改正は、令和2年4月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例によることとする。(附則第2項関係)

### 3 施行期日

公布の日

### 4 上越市吉川多目的集会場条例改正案新旧対照表

(太枠部分が改正箇所)

改 正 案		改 正 前	
別表（第10条関係）		別表（第10条関係）	
施設名	使用料（1時間につき）	施設名	使用料（1時間につき）
大会議室	920円	大会議室	760円
中会議室	300円	中会議室	290円
小会議室	170円	小会議室	160円
和室	210円	和室	200円
備考 略		備考 略	

所 管 委 員 会	文教経済常任委員会
関 係 案 件	議案第197号
提 出 課	社会教育課

## 上越市板倉農村環境改善センター条例の一部改正について

### 1 改正理由

公の施設における受益者負担の適正化を図るとともに、消費税率の引上げを受け、使用料の額を改定するもの

### 2 改正内容

(1) 施設の使用料を次のように改定する。(別表関係)

施設名	使用料（1時間につき）	
	改定後	現 行
多目的ホール	1,260円	1,140円
視聴覚会議室	300円	290円
クラブ室	260円	250円
和室	480円	470円
調理実習室	390円	380円
生活研修室	120円	110円

(2) (1)の改正は、令和2年4月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例によることとする。(附則第2項関係)

### 3 施行期日

公布の日

### 4 上越市板倉農村環境改善センター条例改正案新旧対照表

(太枠部分が改正箇所)

改 正 案		改 正 前	
別表（第10条関係）		別表（第10条関係）	
施設名	使用料（1時間につき）	施設名	使用料（1時間につき）
多目的ホール	1,260円	多目的ホール	1,140円
視聴覚会議室	300円	視聴覚会議室	290円
クラブ室	260円	クラブ室	250円
和室	480円	和室	470円
調理実習室	390円	調理実習室	380円
生活研修室	120円	生活研修室	110円
備考 略		備考 略	

所 管 委 員 会	文教経済常任委員会
関 係 案 件	議案第198号
提 出 課	社会教育課

## 上越市七ヶ地区コミュニティセンター条例の一部改正について

### 1 改正理由

公の施設における受益者負担の適正化を図るとともに、消費税率の引上げを受け、使用料の額を改定するもの

### 2 改正内容

(1) 施設の使用料を次のように改定する。(別表関係)

施設名	使用料（1時間につき）	
	改定後	現 行
大会議室	110円	100円
小会議室	110円	100円
集会室	340円	330円
調理実習室	110円	100円

(2) (1)の改正は、令和2年4月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例によることとする。(附則第2項関係)

### 3 施行期日

公布の日

### 4 上越市七ヶ地区コミュニティセンター条例改正案新旧対照表

(太枠部分が改正箇所)

改 正 案		改 正 前	
別表（第10条関係）		別表（第10条関係）	
施設名	使用料（1時間につき）	施設名	使用料（1時間につき）
大会議室	110円	大会議室	100円
小会議室	110円	小会議室	100円
集会室	340円	集会室	330円
調理実習室	110円	調理実習室	100円
備考 略		備考 略	

所 管 委 員 会	文教経済常任委員会
関 係 案 件	議案第199号
提 出 課	社会教育課

## 上越市ユートピアくびき条例の一部改正について

### 1 改正理由

公の施設における受益者負担の適正化を図るとともに、消費税率の引上げを受け、使用料の額を改定するもの

### 2 改正内容

(1) 希望館の施設及び附属設備の使用料を次のように改定する。(別表第1関係)

ア 希望館の施設使用料

施設名等			単 位	使用料	
				改定後	現 行
機能回復室			1 時間につき	300 円	250 円
トレーニングルーム				890 円	740 円
健康相談室				200 円	160 円
浴室	個人利用	一般	1 人 1 回につき	480 円	400 円
		中学生以下		240 円	200 円
	団体利用	一般		340 円	280 円
		中学生以下		170 円	140 円
趣味の創作室			1 時間につき	460 円	380 円
親子図書コーナー				350 円	290 円
美術工芸室				350 円	290 円
企画ルーム				350 円	290 円
第 1 会議室				350 円	290 円
第 2 会議室				890 円	740 円
第 3 会議室	全室利用			1,170 円	1,060 円
	部分利用	区画 1	240 円	200 円	
		区画 2	240 円	200 円	

	区画 3	570 円	470 円
第 1 研修室		350 円	290 円
第 2 研修室		200 円	160 円
生活工房 A		520 円	430 円
生活工房 B		350 円	290 円
多目的ホール（舞台を含む。）		2,840 円	2,580 円
多目的ホールの舞台		840 円	700 円
控室		120 円	100 円
音楽室		300 円	250 円

イ 附属設備の使用料

設備名		単位	使用料	
			改定後	現 行
趣味の創作室	焼物用窯	1 回につき	110 円	100 円
第 2 会議室	視聴覚設備	1 式につき	510 円	500 円
多目的ホール	音響設備	1 式 1 時間につき	770 円	750 円
	舞台照明設備		1,020 円	1,000 円
	移動アンプ	1 式につき	310 円	300 円
	フルコンサートピアノ	1 台につき	2,040 円	2,000 円
	映写機		510 円	500 円
	プロジェクター		310 円	300 円

備考 第 2 会議室の視聴覚設備を第 2 会議室以外の希望館内へ持ち出して利用する場合の使用料を利用する設備 1 台につき 310 円とする。

- (2) 上越市頸城 B & G 海洋センターの使用料及び附属設備の使用料を次のように改定する。（別表第 1 関係）

ア 上越市頸城 B & G 海洋センターの施設使用料

施設名等			単 位	使用料	
				改定後	現 行
アリーナ	占用利用		1 時間につき	1,200 円	1,000 円
	共用利用	一般	1 人 2 時間につき	340 円	280 円
		中学生以下		170 円	140 円

トレーニングルーム	占用利用		1時間につき	830円	690円
	共用利用	一般	1人2時間につき	330円	270円
		中学生以下		170円	130円
ミーティングルーム			1時間につき	360円	300円
プール	一般	団体(30人以上)	1人1回につき	270円	220円
		個人	1回につき	540円	450円
	中学生以下	団体(30人以上)	1人1回につき	140円	120円
		個人	1回につき	270円	220円

イ 附属設備の使用料

設備名		単位	使用料	
			改定後	現行
アリーナ	照明設備	1時間につき	210円	200円

備考 上越市頸城B&G海洋センターのプールのコースを占用して利用する場合の使用料は、定額使用料に1コース1時間につき480円(営利又は営業上の目的で利用する場合又は市内に住所を有しない個人若しくは市内に事務所若しくは事業所を有しない団体が利用する場合にあっては960円、いずれの場合にも該当するときにあっては1,920円)を加算した額とする。

- (3) 中央広場の使用料を次のように改定する。(別表第1関係)

施設名	単位	使用料	
		改定後	現行
中央広場	1時間につき	270円	220円

- (4) いきいきコートの施設使用料及び暖房使用料を次のように改定する。(別表第1関係)

施設名	単位	施設使用料	暖房使用料	施設使用料	暖房使用料
		改定後		現行	
いきいきコート	1時間につき	1,210円	210円	1,100円	200円

- (5) くびき球場の施設使用料及び附属設備使用料を次のように改定する。(別表第1関係)

ア 施設使用料

施設名	単位	使用料	
		改定後	現行
くびき球場	1時間につき	900円	750円

イ 附属設備使用料

設備名		単位	使用料	
			改定後	現行
くびき球場	照明設備	1時間につき	3,060円	3,000円

- (6) テニスコートの施設使用料及び附属設備使用料を次のように改定する。(別表第1関係)

ア 施設使用料

施設名	単位	使用料	
		改定後	現行
テニスコート	1面1時間につき	260円	250円

イ 附属設備使用料

設備名		単位	使用料	
			改定後	現行
テニスコート	照明設備	1時間につき	510円	500円

- (7) ふれあいグラウンドの施設使用料及び附属設備使用料を次のように改定する。(別表第1関係)

ア 施設使用料

施設名	単位	使用料	
		改定後	現行
ふれあいグラウンド	1時間につき	1,320円	1,200円

イ 附属設備使用料

設備名	単位	区分	使用料		
			改定後	現行	
ふれあいグラウンド	照明設備	1時間につき	全部を利用する場合	1,840円	1,800円
			一部を利用する場合	1,230円	1,200円

- (8) ゲートボールコートの施設使用料を次のように改定する。(別表第1関係)

施設名	単位	使用料	
		改定後	現行
ゲートボールコート	1面1時間につき	160円	130円

- (9) 希望館の無憂の間、和室、ロビーその他共有スペース及び駐車場等屋外共有スペースの使用料を次のように改定する。(別表第2関係)

ア 希望館の無憂の間及び和室

施設名	単位	使用料	
		改定後	現行
無憂の間	1室1時間につき	950円	790円

和室	120円	100円
----	------	------

イ 希望館のロビーその他共有スペース及び駐車場等屋外共有スペース

施設名	単位	使用料	
		改定後	現行
希望館のロビーその他共有スペース及び駐車場等屋外共有スペース	1日1平方メートルにつき	60円	50円

(10) 希望館の浴室回数利用券の料金を次のように改定する。(別表第3関係)

区分	単位	料金	
		改定後	現行
浴室回数利用券	10枚つづり	1,920円	1,600円

(11) (1)から(9)までの改正は、令和2年4月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例によることとする。(附則第2項関係)

(12) (10)の改正は、令和2年4月1日以後に発行する回数利用券について適用し、同日前に発行された回数利用券については、なお従前の例による。(附則第3項関係)

3 施行期日  
公布の日

4 上越市ユートピアくびき条例改正案新旧対照表

(下線部分及び太枠部分が改正箇所)

改正案				改正前			
別表第1(第11条関係)				別表第1(第11条関係)			
(1) 希望館				(1) 希望館			
ア 施設使用料				ア 施設使用料			
施設名等	単位	使用料		施設名等	単位	使用料	
機能回復室	1時間につき	300円		機能回復室	1時間につき	250円	
トレーニングルーム		890円		トレーニングルーム		740円	
健康相談室		200円		健康相談室		160円	
浴 個人一般	1人1回につき	480円		浴 個人一般	1人1回につき	400円	
室 利用 中学生以下		240円		室 利用 中学生以下		200円	
団体一般		340円		団体一般		280円	
利用 中学生以下		170円		利用 中学生以下		140円	
趣味の創作室	1時間につき	460円		趣味の創作室	1時間につき	380円	
親子図書コーナー		350円		親子図書コーナー		290円	
美術工芸室		350円		美術工芸室		290円	
企画ルーム		350円		企画ルーム		290円	
第1会議室		350円		第1会議室		290円	
第2会議室		890円		第2会議室		740円	
第3会全室利用		1,170円		第3会全室利用		1,060円	
議室 部分利 区画1		240円		議室 部分利 区画1		200円	

改正案

用	区画2	240円
	区画3	570円
第1研修室		350円
第2研修室		200円
生活工房A		520円
生活工房B		350円
多目的ホール（舞台を含む。）		2,840円
多目的ホールの舞台		840円
控室		120円
音楽室		300円

備考 略

イ 附属設備使用料

設備名	単位	使用料	
趣味の焼物用窯 創作室	1回につき	110円	
第2会議室 視聴覚設備	1式につき	510円	
多目的ホール 音響設備	1式1時間	770円	
	舞台照明設備	につき	1,020円
	移動アンプ	1式につき	310円
	フルコンサートピアノ	1台につき	2,040円
	映写機		510円
プロジェクター		310円	

備考

1～2 略

3 教育委員会が特に必要と認めるときは、第2会議室の視聴覚設備を第2会議室以外の場所（希望館内に限る。）へ持ち出して利用することができる。この場合の使用料は、持ち出して利用する設備1台につき310円とする。

4 略

(2) 上越市頸城 B&G 海洋センター

ア 施設使用料

施設名等	単位	使用料
アリーナ 占用利用	1時間につき	1,200円

改正前

用	区画2	200円
	区画3	470円
第1研修室		290円
第2研修室		160円
生活工房A		430円
生活工房B		290円
多目的ホール（舞台を含む。）		2,580円
多目的ホールの舞台		700円
控室		100円
音楽室		250円

備考 略

イ 附属設備使用料

設備名	単位	使用料	
趣味の焼物用窯 創作室	1回につき	100円	
第2会議室 視聴覚設備	1式につき	500円	
多目的ホール 音響設備	1式1時間	750円	
	舞台照明設備	につき	1,000円
	移動アンプ	1式につき	300円
	フルコンサートピアノ	1台につき	2,000円
	映写機		500円
プロジェクター		300円	

備考

1～2 略

3 教育委員会が特に必要と認めるときは、第2会議室の視聴覚設備を第2会議室以外の場所（希望館内に限る。）へ持ち出して利用することができる。この場合の使用料は、持ち出して利用する設備1台につき300円とする。

4 略

(2) 上越市頸城 B&G 海洋センター

ア 施設使用料

施設名等	単位	使用料
アリーナ 占用利用	1時間につき	1,000円

改正案					改正前				
	共用利用	一般	1人2時間	340円		共用利用	一般	1人2時間	280円
		中学生以下	につき	170円			中学生以下	につき	140円
トレーニングルーム	占有利用		1時間につき	830円	トレーニングルーム	占有利用		1時間につき	690円
	共用利用	一般	1人2時間	330円		共用利用	一般	1人2時間	270円
		中学生以下	につき	170円			中学生以下	につき	130円
ミーティングルーム			1時間につき	360円	ミーティングルーム			1時間につき	300円
プール	一般	団体 (30人以上)	1人1回につき	270円	プール	一般	団体 (30人以上)	1人1回につき	220円
		個人	1回につき	540円			個人	1回につき	450円
	中学生以下	団体 (30人以上)	1人1回につき	140円	プール	中学生以下	団体 (30人以上)	1人1回につき	120円
		個人	1回につき	270円			個人	1回につき	220円
備考					備考				
1～6 略					1～6 略				
7 プールのコースを占有して利用する場合の使用料は、定額使用料に1コース1時間につき480円(営利又は営業上の目的で利用する場合又は市内に住所を有しない個人若しくは市内に事務所若しくは事業所を有しない団体が利用する場合にあっては960円、いずれの場合にも該当するときにあつては1,920円)を加算した額とする。この場合において、利用時間が1時間に満たないときは、1時間として計算する。					7 プールのコースを占有して利用する場合の使用料は、定額使用料に1コース1時間につき400円(営利又は営業上の目的で利用する場合又は市内に住所を有しない個人若しくは市内に事務所若しくは事業所を有しない団体が利用する場合にあっては800円、いずれの場合にも該当するときにあつては1,600円)を加算した額とする。この場合において、利用時間が1時間に満たないときは、1時間として計算する。				
8～10 略					8～10 略				
イ 附属設備使用料					イ 附属設備使用料				
設備名		使用料(1時間につき)			設備名		使用料(1時間につき)		
アリーナ	照明設備	210円			アリーナ	照明設備	200円		
備考 略					備考 略				
(3) 中央広場					(3) 中央広場				
施設名		使用料(1時間につき)			施設名		使用料(1時間につき)		
中央広場		270円			中央広場		220円		
備考 略					備考 略				

改正案			改正前		
(4) いきいきコート			(4) いきいきコート		
施設名	施設使用料 (1時間につき)	暖房使用料 (1時間につき)	施設名	施設使用料 (1時間につき)	暖房使用料 (1時間につき)
いきいきコート	1,210円	210円	いきいきコート	1,100円	200円
備考 略			備考 略		
(5) くびき球場			(5) くびき球場		
ア 施設使用料			ア 施設使用料		
施設名	使用料 (1時間につき)		施設名	使用料 (1時間につき)	
くびき球場	900円		くびき球場	750円	
備考 略			備考 略		
イ 附属設備使用料			イ 附属設備使用料		
設備名	使用料 (1時間につき)		設備名	使用料 (1時間につき)	
くびき球場	照明設備	3,060円	くびき球場	照明設備	3,000円
備考 略			備考 略		
(6) テニスコート			(6) テニスコート		
ア 施設使用料			ア 施設使用料		
施設名	使用料 (1面1時間につき)		施設名	使用料 (1面1時間につき)	
テニスコート	260円		テニスコート	250円	
備考 略			備考 略		
イ 附属設備使用料			イ 附属設備使用料		
設備名	使用料 (1時間につき)		設備名	使用料 (1時間につき)	
テニスコート	照明設備	510円	テニスコート	照明設備	500円
備考 略			備考 略		
(7) ふれあいグラウンド			(7) ふれあいグラウンド		
ア 施設使用料			ア 施設使用料		
施設名	使用料 (1時間につき)		施設名	使用料 (1時間につき)	
ふれあいグラウンド	1,320円		ふれあいグラウンド	1,200円	
備考 略			備考 略		
イ 附属設備使用料			イ 附属設備使用料		
設備名	区分	使用料 (1時間につき)	設備名	区分	使用料 (1時間につき)
ふれあいグラウンド	照明設備	全部を利用する場合	ふれあいグラウンド	照明設備	全部を利用する場合
		一部を利用する場合			一部を利用する場合
		1,840円			1,800円
		1,230円			1,200円
備考 略			備考 略		
(8) ゲートボールコート			(8) ゲートボールコート		

改正案		改正前	
施設名	使用料 (1面1時間につき)	施設名	使用料 (1面1時間につき)
ゲートボールコート	160円	ゲートボールコート	130円
備考 略		備考 略	
別表第2 (第11条関係)		別表第2 (第11条関係)	
(1) 希望館の無憂の間及び和室		(1) 希望館の無憂の間及び和室	
施設名	使用料 (1室1時間につき)	施設名	使用料 (1室1時間につき)
無憂の間	950円	無憂の間	790円
和室	120円	和室	100円
備考 略		備考 略	
(2) 希望館のロビーその他共有スペース及び駐車場等屋外共有スペース		(2) 希望館のロビーその他共有スペース及び駐車場等屋外共有スペース	
施設名	使用料 (1日1平方メートルにつき)	施設名	使用料 (1日1平方メートルにつき)
希望館のロビーその他共有スペース及び駐車場等屋外共有スペース	60円	希望館のロビーその他共有スペース及び駐車場等屋外共有スペース	50円
備考 略		備考 略	
別表第3 (第11条関係)		別表第3 (第11条関係)	
区分	単位	料金	
浴室回数利用券	10枚つづり	1,920円	
区分	単位	料金	
浴室回数利用券	10枚つづり	1,600円	

所 管 委 員 会	文教経済常任委員会
関 係 案 件	議案第200号
提 出 課	社会教育課

## 上越市は一とぴあ中郷条例の一部改正について

### 1 改正理由

公の施設における受益者負担の適正化を図るとともに、消費税率の引上げを受け、使用料の額を改定するもの

### 2 改正内容

(1) 施設及び附属設備の使用料を次のように改定する。(別表関係)

#### ア 施設の使用料

施設名		単位	使用料	
			改定後	現 行
学習棟	研修室	1室につき	520円	430円
	創作室	1時間につき	240円	200円
	学習室	1時間につき	300円	250円
	和室	1室につき	350円	290円
	ロビー	1時間につき	720円	600円
	水屋	1時間につき	120円	100円
ホール棟	ホール(ステージを含む。)	1時間につき	1,720円	1,560円
	ホールのステージ		820円	680円
	楽屋		120円	100円
	レッスン室		300円	250円
車庫棟	陶芸工房	1時間につき	350円	290円
	陶芸作業室		180円	150円

備考 ホール棟のホールに電気機器を持ち込んで利用する場合の使用料は、定額使用料に当該機器の定格消費電力1キロワット当たり1時間につき230円を加算した額とする。

#### イ 附属設備の使用料

設備名			単位	使用料	
				改定後	現 行
学習棟	研修室	プロジェクター(OHPを含む。)	1式1回につき	510円	500円
		16ミリ映写機		510円	500円
	ビデオ編集室	ビデオ編集システム		3,060円	3,000円

ホール棟	ホール	音響反射板	1式1回につき	2,040円	2,000円
		舞台設備		510円	500円
		照明設備	1式1時間につき	1,020円	1,000円
		音響設備		770円	750円
		プロジェクター	1式1回につき	510円	500円
		フルコンサートピアノ	1台1回につき	8,150円	8,000円
		金屏風	1双1回につき	3,060円	3,000円
		緋毛せん	1枚1回につき	510円	500円
		地絣り		1,020円	1,000円
		上敷きござ	1式1回につき	510円	500円
		高座用座布団	1枚1回につき	510円	500円
車庫棟	陶芸工房	ガス炉	1式1時間につき	310円	300円

(2) (1)の改正は、令和2年4月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例によることとする。(附則第2項関係)

3 施行期日  
公布の日

4 上越市はとぴあ中郷条例改正案新旧対照表

(下線部分及び太枠部分が改正箇所)

改正案			改正前		
別表(第10関係) (1) 施設使用料			別表(第10条関係) (1) 施設使用料		
	施設名	使用料(1時間につき)		施設名	使用料(1時間につき)
学 習 棟	研修室	1室につき 520円	学 習 棟	研修室	1室につき 430円
	創作室	240円		創作室	200円
	学習室	300円		学習室	250円
	和室	1室につき 350円		和室	1室につき 290円
	ロビー	720円		ロビー	600円
	水屋	120円		水屋	100円
	ホール棟	ホール(ステージを含む。)		1,720円	ホール棟
	ホールのステージ	820円		ホールのステージ	680円

改正案

	楽屋	120円
	レッスン室	300円
車庫棟	陶芸工房	350円
	陶芸作業室	180円

備考

1～3 略

4 ホール棟のホールに電気機器を持ち込んで利用する場合の使用料は、定額使用料に当該電気機器の定格消費電力1キロワット当たり1時間につき230円を加算した額とする。この場合において、当該定格消費電力が1キロワットに満たないときは1キロワットとして、利用時間が1時間に満たないときは1時間として計算する。

5 略

(2) 附属設備使用料

設備名		単位	使用料
学 習 棟	研 修 室	プロジェクター (OHPを含む。)	510円
		16ミリ映写機	510円
	ビ デ オ 編 集 室	1式1回につき	3,060円
ホ ー ル 棟	ホ ー ル	音響反射板	2,040円
		舞台設備	510円
		照明設備	1,020円
		音響設備	770円
	ホ ー ル	プロジェクター	510円
		フルコンサー トピアノ	8,150円
		びょうぶ 金屏風	3,060円
		ひ 緋毛せん	510円
		かす 地絨り	1,020円

改正前

	楽屋	100円
	レッスン室	250円
車庫棟	陶芸工房	290円
	陶芸作業室	150円

備考

1～3 略

4 ホール棟のホールに電気機器を持ち込んで利用する場合の使用料は、定額使用料に当該電気機器の定格消費電力1キロワット当たり1時間につき220円を加算した額とする。この場合において、当該定格消費電力が1キロワットに満たないときは1キロワットとして、利用時間が1時間に満たないときは1時間として計算する。

5 略

(2) 附属設備使用料

設備名		単位	使用料
学 習 棟	研 修 室	プロジェクター (OHPを含む。)	500円
		16ミリ映写機	500円
	ビ デ オ 編 集 室	1式1回につき	3,000円
ホ ー ル 棟	ホ ー ル	音響反射板	2,000円
		舞台設備	500円
		照明設備	1,000円
		音響設備	750円
	ホ ー ル	プロジェクター	500円
		フルコンサー トピアノ	8,000円
		びょうぶ 金屏風	3,000円
		ひ 緋毛せん	500円
		かす 地絨り	1,000円

改正案					改正前				
		上敷きござ	1式1回につき	510円			上敷きござ	1式1回につき	500円
		高座用座布団	1枚1回につき	510円			高座用座布団	1枚1回につき	500円
車庫棟	陶芸工房	ガス炉	1式1時間につき	310円	車庫棟	陶芸工房	ガス炉	1式1時間につき	300円
備考 略					備考 略				

所管委員会	文教経済常任委員会
関係案件	議案第201号
提出課	社会教育課

## 上越清里星のふるさと館条例の一部改正について

### 1 改正理由

公の施設における受益者負担の適正化を図るとともに、消費税率の引上げを受け、使用料の額を改定するもの

### 2 改正内容

(1) 施設の入館料を次のように改定する。(別表第1関係)

区 分			入館料	
			改定後	現 行
プラネタリウムを利用しない場合	個人	大人	460円	450円
		小・中学生	310円	300円
	団体	大人	1人につき380円	1人につき370円
		小・中学生	1人につき230円	1人につき220円
プラネタリウムを利用する場合	個人	大人	620円	600円
		小・中学生	410円	400円
	団体	大人	1人につき510円	1人につき500円
		小・中学生	1人につき310円	1人につき300円

※ 団体は、20人以上の場合

(2) 学習室を開館時間以外の時間に利用する者が納付する使用料を次のように改定する。(別表第2関係)

区分	単位	金額	
		改定後	現 行
学習室(開館時間以外の利用)	大人1人	2,200円	2,000円
	小・中学生1人	1,100円	1,000円

(3) 学習室又は天体観測ドームを占用して利用する者であらかじめ教育委員会の承認を得た者が納付する使用料を次のように改定する。(別表第3関係)

区分	単位	金額	
		改定後	現 行
学習室	1時間	800円	660円
天体観測ドーム		2,200円	2,000円

(4) (1)から(3)までの改正は、令和2年4月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例によることとする。(附則第2項関係)

3 施行期日  
公布の日

4 上越清里星のふるさと館条例改正案新旧対照表

(太枠部分が改正箇所)

改 正 案				改 正 前			
<b>別表第1 (第10条関係)</b>				<b>別表第1 (第10条関係)</b>			
区分	大人	小・中学生		区分	大人	小・中学生	
個人	460円	310円		個人	450円	300円	
団体	1人につき 380円	1人につき 230円		団体	1人につき 370円	1人につき 220円	
プラネタリウム を利用する個人	620円	410円		プラネタリウム を利用する個人	600円	400円	
プラネタリウム を利用する団体	1人につき 510円	1人につき 310円		プラネタリウム を利用する団体	1人につき 500円	1人につき 300円	
備考 略				備考 略			
<b>別表第2 (第10条関係)</b>				<b>別表第2 (第10条関係)</b>			
区分	単位	金額		区分	単位	金額	
学習室 (開館時 間以外利用)	大人1人	2,200円		学習室 (開館時 間以外利用)	大人1人	2,000円	
	小・中学生1人	1,100円			小・中学生1人	1,000円	
<b>別表第3 (第10条関係)</b>				<b>別表第3 (第10条関係)</b>			
区分	単位	金額	摘要	区分	単位	金額	摘要
学習室		800円		学習室		660円	
天体観測ドーム	1時間	2,200円	指導員 つき	天体観測ドーム	1時間	2,000円	指導員 つき
備考 略				備考 略			

所管委員会	文教経済常任委員会
関係案件	議案第202号
提出課	社会教育課

## 上越市地域生涯学習センター条例の一部改正について

### 1 改正理由

公の施設における受益者負担の適正化を図るとともに、消費税率の引上げを受け、使用料の額を改定するもの

### 2 改正内容

(1) 施設の使用料を次のように改定する。(別表関係)

施設名		使用料 (1時間につき)	
		改定後	現行
中川地域生涯学習センター	休憩室	110円	100円
	会議室	170円	160円
	研修室	170円	160円
	ふれあい交流室	320円	300円
	調理室	130円	120円
	展示室	330円	300円
伏野地域生涯学習センター	調理室	170円	160円
	調理実習室	180円	160円
	第1研修室	170円	160円
	第2研修室	170円	160円
菱里地域生涯学習センター	体育館	840円	700円
	会議室	120円	100円
	視聴覚室	220円	190円
船倉地域生涯学習センター	体育館	600円	500円
	食体験室	270円	230円
	コミュニティ室	260円	230円
	第1陶芸体験室	210円	190円
	第2陶芸体験室	230円	190円
	第1木工体験室	230円	190円

	第2木工体験室	210円	190円
	休憩室	210円	190円
	第1交流室	260円	230円
	第2交流室	260円	230円
須川地域生涯学習センター	体育館	600円	500円
大島地域生涯学習センター	ゲートボールコート	440円	400円
	研修室	240円	230円
吉川旭地域生涯学習センター	体育館	840円	700円
源地域生涯学習センター	第1会議室	210円	190円
	第2会議室	210円	190円
	工作室	220円	190円
	体育館	960円	800円
片貝地域生涯学習センター	体育館	840円	700円
榎池地域生涯学習センター	体育館	600円	500円
	会議室	470円	440円
下名立地域生涯学習センター	体育館	500円	500円
不動地域生涯学習センター	体育館	600円	500円
	ふれあいルーム	220円	190円
	会議室	150円	120円
	体験交流室	200円	190円
	調理実習室	150円	120円
	第1研修室	200円	190円
	第2研修室	200円	190円

- (2) (1)の改正は、令和2年4月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例によることとする。（附則第2項関係）

3 施行期日  
公布の日

4 上越市地域生涯学習センター条例改正案新旧対照表

(太枠部分が改正箇所)

改 正 案			改 正 前		
別表（第9条関係）			別表（第9条関係）		
	施設名	使用料（1時間につき）		施設名	使用料（1時間につき）
中川地域生涯学習センター	休憩室	110円	中川地域生涯学習センター	休憩室	100円
	会議室	170円		会議室	160円
	研修室	170円		研修室	160円
	ふれあい交流室	320円		ふれあい交流室	300円
	調理室	130円		調理室	120円
	展示室	330円		展示室	300円
	伏野地域生涯学習センター	調理室		170円	伏野地域生涯学習センター
調理実習室		180円	調理実習室	160円	
第1研修室		170円	第1研修室	160円	
第2研修室		170円	第2研修室	160円	
菱里地域生涯学習センター	体育館	840円	菱里地域生涯学習センター	体育館	700円
	会議室	120円		会議室	100円
	視聴覚室	220円		視聴覚室	190円
船倉地域生涯学習センター	体育館	600円	船倉地域生涯学習センター	体育館	500円
	食体験室	270円		食体験室	230円
	コミュニティ室	260円		コミュニティ室	230円
	第1陶芸体験室	210円		第1陶芸体験室	190円
	第2陶芸体験室	230円		第2陶芸体験室	190円
	第1木工体験室	230円		第1木工体験室	190円
	第2木工体験室	210円		第2木工体験室	190円
	休憩室	210円		休憩室	190円
	第1交流室	260円		第1交流室	230円
第2交流室	260円	第2交流室	230円		
須川地域生涯学習センター	体育館	600円	須川地域生涯学習センター	体育館	500円
大島地域生涯学習センター	ゲートボールコート	440円	大島地域生涯学習センター	ゲートボールコート	400円
	研修室	240円		研修室	230円
吉川旭地域生涯学習センター	体育館	840円	吉川旭地域生涯学習センター	体育館	700円
源地域生涯学習センター	第1会議室	210円	源地域生涯学習センター	第1会議室	190円
	第2会議室	210円		第2会議室	190円

改 正 案			改 正 前		
	工作室	220円		工作室	190円
	体育館	960円		体育館	800円
片貝地域生涯学 習センター	体育館	840円	片貝地域生涯学 習センター	体育館	700円
櫛池地域生涯学 習センター	体育館	600円	櫛池地域生涯学 習センター	体育館	500円
	会議室	470円		会議室	440円
下名立地域生涯 学習センター	体育館	500円	下名立地域生涯 学習センター	体育館	500円
不動地域生涯学 習センター	体育館	600円	不動地域生涯学 習センター	体育館	500円
	ふれあいルー ム	220円		ふれあいルー ム	190円
	会議室	150円		会議室	120円
	体験交流室	200円		体験交流室	190円
	調理実習室	150円		調理実習室	120円
	第1研修室	200円		第1研修室	190円
	第2研修室	200円		第2研修室	190円
備考 略			備考 略		

所 管 委 員 会	文教経済常任委員会
関 係 案 件	議案第203号
提 出 課	社会教育課

## 上越科学館条例の一部改正について

### 1 改正理由

公の施設における受益者負担の適正化を図るとともに、消費税率の引上げを受け、利用料金の上限額を改定するもの

### 2 改正内容

(1) 施設の入館料の上限額を次のように改定する。(別表第1関係)

区 分	入館料の上限額			
	改定後		現 行	
	個 人	団体 (20人以上)	個 人	団体 (20人以上)
一般 (高校生以上。以下同じ。)	620 円	1 人につき 460 円	600 円	1 人につき 450 円
小・中学生	310 円	1 人につき 230 円	300 円	1 人につき 220 円

(2) 施設の年間入館券の上限額を次のように改定する。(別表第2関係)

区 分	年間入館券の上限額	
	改定後	現 行
一般	1,550 円	1,500 円
小・中学生	780 円	750 円

(3) (1)の改正は、令和2年4月1日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。(附則第2項関係)

(4) (2)の改正は、令和2年4月1日以後に発行する年間入館券について適用し、同日前に発行された年間入館券については、なお従前の例による。(附則第3項関係)

### 3 施行期日

公布の日

### 4 上越科学館条例改正案新旧対照表

(下線部分が改正箇所)

改 正 案			改 正 前		
別表第1 (第13条関係)			別表第1 (第13条関係)		
区分	入館料の上限額		区分	入館料の上限額	
	個人	団体 (20人以上)		個人	団体 (20人以上)
一般 (高校生以上。以下同)	<u>620円</u>	1人につき <u>460円</u>	一般 (高校生以上。以下同)	<u>600円</u>	1人につき <u>450円</u>

改 正 案			改 正 前		
じ。)			じ。)		
小・中学生	310円	1人につき230円	小・中学生	300円	1人につき220円
備考 略			備考 略		
別表第2（第13条関係）			別表第2（第13条関係）		
区分	年間入館券の上限額		区分	年間入館券の上限額	
一般	1,550円		一般	1,500円	
小・中学生	780円		小・中学生	750円	
備考 略			備考 略		

所管委員会	文教経済常任委員会
関係案件	議案第204号
提出課	社会教育課

## 上越市八千浦交流施設はまぐみ条例の一部改正について

### 1 改正理由

公の施設における受益者負担の適正化を図るとともに、消費税率の引上げを受け、使用料の額を改定するもの

### 2 改正内容

(1) 八千浦交流館はまぐみの施設の使用料を次のように改定する。(別表関係)

施設名等		単位	使用料	
			改定後	現 行
多目的ホール		1時間につき	720円	600円
浴場及び 休憩室	一般	1人につき	480円	400円
	中学生 以下		240円	200円
第1学習室		1時間につき	200円	160円
第2学習室			240円	200円
調理室			350円	290円
多目的室			460円	380円
第1集会室			200円	160円
第2集会室			300円	250円
工作室			240円	200円

(2) スポーツハウスはまぐみの施設の使用料を次のように改定する。(別表関係)

施設名	使用料(1時間につき)	
	改定後	現 行
体育室	1,080円	900円
広場	1㎡当たり10円	1㎡当たり5円

(3) スポーツハウスはまぐみの附属設備の使用料を次のように改定する。(別表関係)

施設名		使用料(1時間につき)	
		改定後	現 行
体育室	照明設備	210円	200円

(4) (1)から(3)までの改正は、令和2年4月1日以後の利用について適用し、同日前の

利用については、なお従前の例によることとする。(附則第2項関係)

3 施行期日  
公布の日

4 上越市八千浦交流施設はまぐみ条例改正案新旧対照表

(下線部分及び太枠部分が改正箇所)

改 正 案				改 正 前			
別表(第7条、第11条関係) (1) 八千浦交流館はまぐみ				別表(第7条、第11条関係) (1) 八千浦交流館はまぐみ			
施設名等	単位	使用料	摘要	施設名等	単位	使用料	摘要
多目的ホール	1時間につき	720円		多目的ホール	1時間につき	600円	
浴場及び休憩室	一般	480円	・未就学児は、無料とする。 ・備付けのバスタオルを利用する場合の使用料は、定額使用料に1枚につき50円を加算した額とする。	浴場及び休憩室	一般	400円	・未就学児は、無料とする。 ・備付けのバスタオルを利用する場合の使用料は、定額使用料に1枚につき50円を加算した額とする。
	中学生以下	240円			中学生以下	200円	
第1学習室	1時間につき	200円		第1学習室	1時間につき	160円	
第2学習室		240円		第2学習室		200円	
調理室		350円		調理室		290円	
多目的室		460円		多目的室		380円	
第1集会室		200円		第1集会室		160円	
第2集会室		300円		第2集会室		250円	
工作室		240円		工作室		200円	
備考 略				備考 略			
(2) スポーツハウスはまぐみ ア 施設使用料				(2) スポーツハウスはまぐみ ア 施設使用料			
施設名	使用料(1時間につき)	摘要		施設名	使用料(1時間につき)	摘要	
体育室	1,080円	・休憩室の使		体育室	900円	・休憩室の使	

改正案			改正前		
		用 料 を 含 む。			用 料 を 含 む。
広場	1 m <sup>2</sup> あたり <u>10</u> 円		広場	1 m <sup>2</sup> あたり <u>5</u> 円	
備考 略 イ 附属設備使用料			備考 略 イ 附属設備使用料		
設備名		使用料 (1時間 につき)	設備名		使用料 (1時間 につき)
体育室	照明設備	<u>210 円</u>	体育室	照明設備	<u>200 円</u>
備考 略			備考 略		